

## 第 3 編

### ダム建設事業

#### 第 1 章 直轄ダム建設事業の概要

---

#### 第 2 章 ダム建設事業

---

第 1 節 十勝ダム

第 2 節 札内川ダム



## 第3編 ダム建設事業

### 第1章 直轄ダム建設事業の概要

戦後の我が国は、経済の復興を図り、国民生活を安定させるため、国内資源の開発を推進し、食糧難の打開と人口問題の解決をはかることが急務とされ、このための重要な国家的課題として北海道の開発がクローズアップされた。

一方、戦後復興期に相次いで発生した大水害は当時の社会的混乱に拍車をかけ、また、電力不足が生産活動の復興にも大きな障害であった。このようなときに、多目的ダムによって洪水を貯留して治水の目的を果たし、合わせて、水力の有効な利用、用水補給を行い、ひいては土木事業の実施によって失業問題の緩和をも図るという目的で計画されたT. V. A (Tennessee Valley Authority) の成功が大いに我が国関係機関を刺激し、改めて多目的ダムの必要性和優位性が認識された。昭和23年には経済安定本部に「河川総合開発調査会」が設立され、全国的に総合開発調査が行われるようになる中で、昭和25年に「国土総合開発法」の制定、昭和27年には「電源開発促進法」が制定された。多目的ダムの建設費に関する各事業者の負担割合については、これまで一定の手法が確立していなかったが、この法律に基づく政令によってT. V. Aで採用された「身替り妥当支出法」を基本とした手法が確立された。これらのことが契機となって河川総合開発事業は、着実な発展をとげるようになった。

さらに昭和30年代以降において「所得倍增計画」のもとに我が国は近代工業化の道を驀進するようになり、急速な経済の成長に伴って水需要が急速に伸びるようになってきた。このような時代にこたえるため、多目的ダムの建設を促進するとともに、昭和32年に「特定多目的ダム法」、昭和36年に「水資源開発促進法」及び「水資源開発公団法」などをはじめとして、法制度面での整備充実が図られ現在に至っている。

十勝川水系における直轄ダム建設事業については、昭和39年に新河川法が制定され、それに基づき昭和41年に策定された「十勝川水系工事実施基本計画」で十勝ダム等が位置づけされた。昭和48年には十勝川水系の治水安全度の向上と電力供給の向上を図るために、洪水調節、発電を目的とした多目的ダムである「十勝ダム」の建設に着手し、昭和60年に供用を開始した。その後、昭和60年には帯広市街地等を抱える札内川及び十勝川中下流部の治水安全度の向上を図るとともに、高まる水需要に対応した水資源の開発を図るため、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道水の供給、発電を目的とした多目的ダムである「札内川ダム」の建設に着手し、平成10年に供用を開始している。